

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	自然保護課	整理番号	2-5
処分の種類	生息地等保護区に係る措置命令等			
根拠法令条例等・条項	長野県希少野生動植物保護条例第27条第1項			
処分の概要	知事は、指定希少野生動植物の保護のために必要があると認められるときは、規制地区の区域内において第24条第4項各号に掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に処分事例がないため)			
基準の制定根拠	—			